

内閣参質一九七第三三三号

平成三十年十二月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出妊婦加算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

O

参議院議員薬師寺みちよ君提出妊婦加算に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「妊婦が診療科と産科・婦人科との間でたらい回しになる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省としては、医師が妊婦を診療する際に配慮すべき事項等について、関係団体等から意見を聴いてまいりたい。

二について

お尋ねの「妊婦が安心して医療機関を受診できる体制ではなくなっている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「妊婦加算」については、妊婦の外来診療において通常よりも丁寧な診療を行う必要があることを評価し、平成三十年度診療報酬改定において新設したものであり、妊婦がより安心して医療を受けることができるよう、制度の丁寧な周知に努めてまいりたい。

なお、妊婦の健康の保持及び増進に関する公費による支援としては、十四回分の妊婦健康診査について地方交付税措置を講じているところである。

(

O